

兵庫県地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金

兵庫県地域別最低賃金 871円（2018年10月1日より発効）

「地域別最低賃金」とは？

「地域別最低賃金」は、パートやアルバイト、外国人労働者を含め、すべての「労働者」に適用されるもので、毎年改定され、全国すべての都道府県別に設定されています。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間に対応する賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から、以下の賃金を除外したものが最低賃金の対象となり、時間額で示されます。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金、深夜割増賃金（22時～5時）等）
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金等）
- (5) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

※ 地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合の使用者への罰金は、上限50万円です。

「兵庫県特定（産業別）最低賃金」とは？

兵庫県特定最低賃金設定業種	額	発効日
繊維工業	871円	2018年10月1日
塗料製造業	949円	2018年12月1日
鉄鋼業	943円	2018年12月1日
はん用機械等製造業	921円	2018年12月1日
電子部品・デバイス等製造業	873円	2018年12月1日
輸送用機械器具製造業	954円	2018年12月1日
計量器等製造業	875円	2018年12月1日
各種商品小売製造業	871円	2018年10月1日
自動車小売業	876円	2018年12月1日

「特定（産業別）最低賃金」とは、2007年の最低賃金法改正（2008年7月施行）により規定されたもので、特定の事業もしくは職業ごとに設定される最低賃金で、兵庫県では9業種に設定されています。

特定最低賃金は、当該産業の年齢・業種・業務などの条件で、労働者の一部を除外した基幹的労働者にのみ適用され、その産業の労働者と使用者が、当該産業の基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めた場合に設定、改定されます。 特定（産業別）最低賃金額を下回る賃金を支払った場合の使用者への罰金は、上限 30 万円です。

なお、特定（産業別）最低賃金に当てはまる事業や職業に就いている労働者は、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の高い方の額以上の賃金が支払われることになっています。

※基幹的労働者とは、次のような人たちを除く労働者をさします。

- ・ 18 歳未満 65 歳以上の者
- ・ 雇入れ後、一定期間未満で、技能習得中の者
- ・ その他、当該産業に特有の簡易な業務に従事する者

★参考資料：連合発行のチラシデータ

<表面>  クリック 

<http://www.rengo-hyogo.jp/wp-content/uploads/2018/12/a012dd69006182316cd40398a432577a.pdf>

<裏面>  クリック 

<http://www.rengo-hyogo.jp/wp-content/uploads/2018/12/a464c4d5cdc2b954af31ac0a4686311e.pdf>

★連合兵庫作成のポスターデータ

<http://www.rengo-hyogo.jp/wp-content/uploads/2018/12/be53200c7d41ab63cfd59632f5ccc1c5.pdf>

★参考サイト：兵庫労働局 HP 兵庫県最低賃金関連ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/banner_link/itiran.html